

社団法人 日本図書館協会 図書館学教育部会

# 会 報 第85号

2008(平成20)年9月10日発行 編集・発行 図書館学教育部会

## 目 次

2008年度 臨時研究集会報告 (西日本会場：2008年7月19日、東日本会場：2008年7月26日)	
大学において履修すべき図書館に関する科目の検討経過について (葉袋秀樹) ……	1
JLA 図書館学教育部会案について (志保田 務) ……	4
「大学において履修すべき図書館に関する科目」について (柴田正美) ……	6
西日本会場：2008年度臨時研究集会に参加して (村上泰子) ……	7
同 ；臨時研究集会に参加して (山中秀夫) ……	7
同 ；参加者のアンケートから ……	8
「大学における図書館に関する科目」についての日本図書館協会図書館学 教育部会幹事会の考え方 (竹内比呂也) ……	9
質疑応答 (西日本会場・東日本会場をまとめて) ……	11

## 大学において履修すべき図書館に関する科目の検討経過について

葉袋秀樹 (これからの図書館の在り方検討協力者会議・筑波大学大学院)

### はじめに

文部科学省生涯学習政策局に設けられたこれからの図書館の在り方検討協力者会議(以下、協力者会議という)(第2期)における「大学において履修すべき図書館に関する科目」の検討状況について報告する。なお、詳しくは『図書館雑誌』2008年9月号の拙稿を参照されたい。また、本稿は筆者の個人的見解を含むものであることをお断りしておく。

\*「意見の概要・試案」は、文部科学省のホームページで公開されています。(http://www.mext.go.jp/a\_menu/shougai/tosho/shiryo/08080610.htm)

### 1 検討に至る経緯

#### (1) 司書資格と養成方法

司書資格の取得方法については、これまで、図書館法第5条で次のように定められていた。

第5条 左の各号の一に該当する者は、司書となる資格を有する。

- 一 大学又は高等専門学校を卒業した者で第6条の規定による司書の講習を修了したもの

#### 二 大学を卒業した者で大学において図書館に関する科目を履修したもの

第1号で規定された司書講習については、図書館法第6条第2項で「履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部省令で定める」と規定され、「履修すべき科目」(以下、「修得科目」という)は、図書館法施行規則第2条で定められている。

第2号で規定された「図書館に関する科目」はこれまで定められてこなかった。第2号には社会教育法や博物館法にある「文部科学省令で定める」という文言がなく、「図書館に関する科目」を文部科学省が定めることが規定されていなかった。

この結果、大学における司書養成のための科目として司書講習の修得科目が用いられ、大学における開講科目を、修得科目の単位に相当するものとして文部科学大臣が認めることが必要であった。

#### (2) 修得科目の改定

図書館法施行規則は1950年に制定され、修得科目を定めている。これまで2回改定され、次の3期を経ている。第1期(1959年9月～1968年3月)15単位、

第2期（1968年4月～1997年3月）19単位、第3期（1997年4月～）20単位。司書講習はもともと現職者を対象に設けられたものである。

修得科目は、徐々に充実してきたが、あくまで司書講習の科目であり、大学の教育課程にふさわしくないという指摘があり、大学の司書養成課程に修得科目を適用することを批判し、「図書館に関する科目」の制定を求める意見があった。

### （3）『これからの図書館像』の発表

2006年4月、協力者会議（第1期）から『これからの図書館像—地域を支える情報拠点をめざして—（報告）』が発表された。この報告は、2001年の「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の発表以後の社会や制度の変化、新しい課題に対応するために、図書館がめざすべき方向と実現するための方策の全体像を具体的に論じたものである。

この第2章の「(9)図書館職員の資質向上と教育・研修③司書の養成」では、「司書資格の修得科目の改正から既に10年が経過しており、社会の変化に対応して、科目の見直しの検討を行うことも必要であると考えられる」と述べている。

### （4）これからの図書館の在り方検討協力者会議（第2期）

これをもとに、2006年7月協力者会議（第2期）が設けられ、「司書の養成・研修に関する検討課題」に取り組むこととなった。これは、『これからの図書館像』の発表を受けて、新しい図書館像を実現するための職員の養成と研修をめざすものと考えられる。

「検討課題」の「司書課程について」では、「図書館法第5条第1項第2号の『図書館に関する科目』の明確化（司書講習との（科目内容、単位数の）差別化の検討）」が挙げられている。これは、修得科目の見直しとともに、「大学で履修すべき図書館に関する科目」（以下では「図書館に関する科目」という。）を検討しようとするものである。

検討に際しては、最初に単位数の上限を決め、その範囲内で科目を検討するのではなく、司書課程で可能な科目数がある程度弾力的にとらえ、その枠内で、司書に必要な科目を検討し、次の段階で、その妥当性や実現可能性等について、図書館関係者や大学教育関係者等の意見を聞くことになった。

### （5）図書館法の改正

2006年12月、最近の社会の変化に対応するため、教育基本法が改正され、社会教育に関する規定も改正された。その影響で、社会教育法三法も改正されることとなり、2008年6月に改正された。

図書館法第5条第1号は次のように改正された（施行は2002年4月）。

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

一 大学を卒業した者で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したものであることにより、大学において履修すべき「図書館に関する科目」を文部科学省令で定めることが明確になり、「図書館に関する科目」案を作成する必要が高まった。協力者会議では、2006年9月から2008年6月まで約2年近く、「図書館職員の研修の充実方策」と「図書館に関する科目」について検討してきた。

## 2 「図書館に関する科目」の検討状況

### （1）「大学において履修すべき図書館に関する科目の在り方について」の性格

2008年7月、協力者会議（第3期）が発足し、第2期の審議内容を整理した「大学において履修すべき図書館に関する科目の在り方について（これからの図書館の在り方検討協力者会議のこれまでの意見の概要・試案）」が資料として提出された。これは今後検討するための資料で、実現可能性について、今後検討が加えられる。

### （2）現行修得科目の問題点

協力者会議（第2期）での検討では、現在の修得科目について、次のような問題点が指摘された。

- ① 図書館職員養成のための科目はさまざまな形で開講されているが、その全体がとらえられず、修得科目だけが論じられ、限られた単位数で即戦力としての司書の養成をめざす傾向がある。
- ② 司書講習のための科目であるため、実務的・技術的な傾向が強く、理論的な側面が必ずしも十分論じられない傾向がある。
- ③ 図書館全体を捉える観点の弱く、個別科目の相互関係が不明確になる傾向がある。
- ④ 図書館職員の図書館の意義や必要性に関する学習が不十分で、事務職に対して、図書館の意義や必要性を十分説明できない傾向がある。
- ⑤ 図書館職員は、地方公共団体や国の行政、その基礎である法律制度に関する知識が不十分であり、そのため、事務職との相互理解が進まず、行政施策の確立が進まない傾向がある。
- ⑥ 現在では、コンピュータに関する知識や技術なしには図書館は運営できないが、コンピュータ技術を専門に学ぶ科目がない。特に演習が行われていない。
- ⑦ 資料組織、情報サービス（レファレンスサービス、情報検索）のみ演習が設けられているが、その基礎となる図書館サービスや図書館業務に関する演習が設けられていない。
- ⑧ 必修科目と選択科目から構成されているが、選択科目の内容は選択した人しか学ぶことができないため、必要な基礎知識のうち、全員が学ばないものがある。たとえば、「図書及び図書館史」は選択である。

るが、他の科目には図書・図書館史に関する項目は含まれていない。選択科目を履修しない人は歴史について学ぶことができない。

- ⑨ 受講者に図書館の現状を十分理解させるには図書館実習が必要である。

(3)「図書館に関する科目」における改善

これらの問題点に対応するため、「図書館に関する科目」では、次のような改善を試みた。

- ① 「図書館に関する科目」の内容を、司書に必要と考えられる基礎的な知識・技術と位置付けた。そのほか、その基礎となる二種類の知識、「大学の教育課程における基礎的な知識」（例：憲法、外国語、情報技術）と「図書館業務に関する知識の基礎となるさまざまな分野の知識」（例：法学、社会学、経営学、心理学）のほか、「主題専門分野の知識」（例：人文、社会、科学・技術等）と「図書館に関するより専門的な知識・技術」（一部の大学、大学院で開講されている）を位置付け、「図書館に関する科目」を取り巻く関連する科目の体系を示した。
- ② 大学の授業にふさわしい内容とするため、まず体系的な基礎理論を確実に学び、理論を中心に基礎的な知識を習得できるように配慮し、できる範囲で、科目の中心となる理論的事項を科目の最初の部分に配置するようにした。
- ③ 図書館業務・サービス全体を理解できるように、「図書館サービス演習」を設け、図書館経営、図書館サービス、図書館資料に関する演習を行えるようにし、また、できるだけ各業務・サービスの相互関係を論じるようにした。
- ④ 図書館の意義や必要性を十分学ぶ必要があるが、それを扱う「図書館概論」の内容が過密であるため、「図書館概論」の一部を他科目に移し、図書館の意義や必要性を十分学べるようにした。
- ⑤ 地方公共団体や国の行政、その基礎である図書館に関する法律制度に関する知識を学ぶために、「図書館制度・行政論」を設けた。
- ⑥ コンピュータ技術を専門に扱う演習科目「図書館情報技術演習」を設けた。この科目では、まず解説を行った後で演習を行う。必ず演習が行われるように、演習科目とした。
- ⑦ 演習の多様化を図り、「図書館サービス演習」を設けた。特定の科目の演習を長時間行うよりも、時間は短くても多様な演習を行う方が、教育効果が上がると考えた。
- ⑧ 司書となるために必要な知識については、できる限り、各科目の「内容」に項目を設けた。たとえば、図書・図書館史については、「図書館概論」「図書館資料論」「図書館サービス論」に関連する項目を設け、図書・図書館史に関する必要最小限の知識を全員が得られるようにした。

- ⑨ 必修科目として「図書館特論」を設け、各大学が必要と考えた科目を開講できるようにし、その内容について具体的な例を挙げた。資料組織や情報サービスの演習時間に当てることもできる。

⑩ 主題別資料論の学習は、司書課程よりも上の段階にとらえ、独立した科目とせず、そのエッセンスを図書館資料論で取り上げることとし、「専門資料論」を廃止した。主題別資料論の学習については、大学の学部段階では、当面、専攻する学問分野について学ぶことによって、その基礎となる主題知識を身に付けることを重視した。

- ⑪ 実習は、図書館の現場の実情を知るためには効果的であるが、年間1万人以上の有資格者が養成されているため、必修とすることは現実的ではないと判断し、大学の判断によって図書館特論で取り上げることができるようにした。また、「図書館サービス演習」を設け、図書館見学を行いやすいようにした。

(4) その他の特徴

・各科目の内容と体系

科目の内容を明確にするために、科目の「内容」を、従来よりもくわしく、講義科目は10項目、演習科目は7項目示した。各科目を、①基礎科目、②図書館経営に関する科目、③図書館サービスに関する科目、④図書館資料に関する科目、⑤図書館特論の5分野に分類し、体系的な構造を示した。

・各科目の単位数と時間数

各科目の内容を検討した結果、その充実を図るため、それぞれ2単位で開講することが適切と判断した。演習科目は、講義科目同様、1単位15～30時間で構成される。この「試案」では15時間を基本として構成しているが、大学の判断で30時間で構成することもできる。

・科目数と単位数

試案は14科目28単位で、現行の14科目20単位から8単位増加しているが、演習科目を1単位30時間で実施している大学では、4単位60時間の増加である。試案は講義20単位+演習8単位、現行科目は講義16単位+演習4単位で、講義が4単位増加している。演習は4単位が8単位になっているが、演習科目を1単位30時間で実施していた大学では、時間数は同じである。

(5) 今後の検討予定

協力者会議（第3期）では、今後、必要に応じて、関係者等からヒアリングを行って意見を聴取し、それをもとに試案の実現可能性を検討する予定である。

「図書館に関する科目」の制定は長年にわたる図書館界の念願であり、履修すべき科目の制定（改定）は10数年に一度のことであるため、慎重な検討と関係者の間での十分な討論が望まれる。

（みない・ひでき）